



WWFジャパン
(公財)世界自然保護基金ジャパン
〒108-0073
東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3F
Tel: 03-3769-1241 (会員係)
hello@wwf.or.jp <https://www.wwf.or.jp>

WWF ジャパン会員のしおり

2022年10月現在

このたびはWWF ジャパンにご入会いただきまして、誠にありがとうございます。

この「会員のしおり」では、下記の各種お手続き方法などを詳しくご案内しております。同封の会員証や会員規則などと共に、お手元に保管していただきますようお願い申し上げます。

1. お名前、ご住所などを変更されたいときのお手続きについて
2. 会費の納入方法を変更されたいときのお手続きについて
3. WWFから定期的にお送りする送付物について
4. 退会を希望されるときのお手続きについて
5. 領収書の発行と、税制上の優遇について

各種お手続きやお問い合わせの際には、同姓同名の方との混同などを防ぐため、**必ずお名前だけでなく、会員(サポーター)番号か、ご登録の住所をあわせてお知らせください。**

1. お名前・ご住所などを変更されたいときのお手続きについて

WWFジャパンウェブサイト (<https://www.wwf.or.jp>) のトップページにある

「会員の方(個人)」をクリックして、各種お手続きフォームより必要事項をご入力ください。

※操作方法がご不明な場合や、インターネットをご利用いただけない場合は、会員係までご連絡ください。

ウェブサイトはこちら⇒



- ◇ ご結婚等でお名前を変更される場合は、必ず旧姓・旧名もお知らせください。
- ◇ ご住所を変更される場合で、ご家族の中に複数名の会員の方がいらっしゃる場合は、住所を変更される方全員のお名前と、それぞれの会員番号をお知らせください。
- ◇ ご連絡いただいた際に、すでに送付物やメールの発送・配信準備が完了している場合、変更前のご住所やお名前でお届けする場合がございます。郵送物が転送されない場合は、再送いたしますので、その旨お知らせください。

2. 会費の納入方法を変更されたいときのお手続きについて

■「クレジットカード利用に変えたい」「クレジットカード情報を変更したい」

WWFジャパンウェブサイトのトップページにある「会員の方（個人）」をクリックして、各種お手続きフォームより必要事項をご入力ください。

※操作方法がご不明な場合や、インターネットをご利用いただけない場合は、会員係までご連絡ください。

■「金融機関の口座からの自動引き落としに変更したい」

会員係までご連絡ください。口座自動引き落としの申込用紙をお送りさせていただきます。

なお、申込用紙はウェブサイトからもダウンロードいただけます。ウェブサイトのトップページにある「会員の方（個人）」をクリックして、各種お手続き「お支払い方法の変更」の「口座自動引き落としへの変更」（https://www.wwf.or.jp/file/member_hikiotoshi.pdf）からダウンロードしてください。（A4白紙に印字し、拡大・縮小はお控えください。）

■「会費額を変えたい」

金融機関からの口座自動引き落としをご利用の方は・・・

◎会員係までご連絡ください。

クレジットカードをご利用の方は・・・

◎WWFジャパンウェブサイトのトップページにある「会員の方（個人）」をクリックして、各種お手続きフォームより必要事項をご入力ください。

3. WWFから定期的にお送りする送付物について

会員の皆さまには、次頁のとおり、定期的な送付物をお届けしております。

定期刊行物	会報『地球のこと』を年4回お届けします (春・夏・秋・冬号)
領収書	1年間(1～12月)に当会に入金された会費・寄付の領収書を 翌年1月末にお届けします

■送付物の停止をご希望の際は・・・

送付物をご家族で重複しているなど、ご不要の場合には会員係までご連絡ください。

4. 退会を希望される時のお手続きについて

退会のご希望は随時、受け付けております。ご連絡をいただいた後、会費請求を停止させていただきます。

退会を希望される方は、下記をご確認のうえ、会員係までご連絡ください。

なお、ご本人からのご連絡であることを確認する必要がありますので、お手数ですが次の情報をあわせてお知らせください。

① お名前 ②会員番号（おわかりの場合） ③登録住所 ④ご連絡先の電話番号

◇ 配信停止や発送停止のご希望がない場合は、ご退会後も、ご登録先にサポーター専用メールや郵送物にて、活動に関連するお知らせ（活動報告・イベント・キャンペーンのご案内等）をお送りさせていただきます。

◇ すでにクレジットカード会社や金融機関からの引き落としが確定している会費については、金融機関に対する請求を停止することができませんので、ご注意ください。

5. 領収書の発行と税制上の優遇について

■領収書の発行

◎一年間にお寄せいただいた支援金（会費・寄付総額）の領収書を翌年1月下旬に発行しています。

◎これまでに当会へ領収書がご不要とご連絡をいただいた方、またはウェブサイトからの入会や寄付のお申し込みの際に「領収書不要」を選択いただいた方へは、領収書は発行されません。

◎領収書をご入用になった場合には、随時、個別発行ならびに「領収書不要」登録の解除を承りますので、会員係までご連絡ください。

■税制上の優遇措置

WWF ジャパンは特定公益増進法人の認可を受けています。当会への支援金（会費・寄付）は、下記のような税法上の優遇措置の対象となります。控除を受けるには、いずれも当会発行の領収書を添えて確定申告を行ってください。（給与の年末調整では控除を受けることができませんので、ご注意ください。）

【所得税】

他団体への支援も含め、1年間で2,000円を超える金額が、課税所得から控除されます（寄付金控除）。控除を受ける場合には確定申告が必要です。詳しくは、国税庁のホームページ、またはお近くの税務署や税務相談室へ問い合わせください。

【住民税】

都道府県・市区町村が条例で指定している場合、個人住民税の軽減措置（寄付金控除）の対象となります。全国一律ではありませんので、詳しくはお住まいの都道府県・市区町村へお問い合わせください。

◆各種お手続きはインターネットが便利です！

WWF ジャパン公式ウェブサイトアクセスし、トップページの
「会員の方（個人）」をクリックして、各種お手続きのページへお進みください
<ウェブサイトはこちら>

<https://www.wwf.or.jp/>



◆ご連絡・お問い合わせ先

WWF ジャパン 会員係

Tel : 03-3769-1241（平日10:00～17:30） / E-mail : hello@wwf.or.jp

WWF と世界の自然保護を どうぞよろしくお願いいたします。

